

1. 事業の必要性、概要

平成23年3月11日に発生した東日本大震災により、電力系を中心に徹底した省エネルギーの推進が進められており、また、分散型、自立型、災害に強い等の特徴も有する再生可能エネルギーの推進が、温室効果ガス排出量の削減、エネルギーセキュリティの確保とともに、非常時の防災対策を同時に実現可能な施策として期待されている。

しかしながら、非常時に防災拠点としても活用される公共施設におけるこれら技術の導入は不十分な状態であり、特に小規模地方公共団体では、財政上の事情等から導入は進んでいない。

そのため、地方公共団体が所有する施設へ、低炭素対策技術を率先して導入する取組を支援することが必要であり、模範的な先行事例を示すことにより、業務部門での温暖化対策の導入促進を図る。

2. 事業計画（業務内容）

小規模な地方公共団体が所有する業務用施設に、地球温暖化対策の推進に関する法律に基づき策定した実行計画に従い、二酸化炭素排出量削減を実現するため、低炭素対策技術を率先的に導入する取組に対して、施設費等の必要な費用の一部を補助する。また、国ではこれらの地域における成功モデルを集約し、広報を行い、全国への波及を図る。

- ① 地方公共団体が、低炭素対策技術を率先して導入する取組を対象とする。
- ② シェアード・セイビングス・エスコ事業を活用し、高効率設備の導入等により、通常のESCO事業よりも大幅な二酸化炭素排出量の削減が図られるモデル的な取組を対象とする。

・補助率：上限1/2

・補助対象者：①小規模地方公共団体

（※グリーンニューディール基金交付自治体を除く地方公共団体）

②小規模地方公共団体の施設へシェアード・セイビングス・エスコ事業を用いて省エネ化を行う民間業者

3. 施策の効果

成功モデルを広報することで率先した取組のさらなる普及が期待される。

小規模地方公共団体対策技術率先導入補助事業

平成25年度予算(案)額 3.0億円(3.0億円)

温室効果ガス排出量の削減、エネルギーセキュリティの確保とともに、公共施設等の防災対策を同時に実現するため、小規模地方公共団体が所有する業務用施設に、低炭素対策技術を率先的に導入する取組に対して、設備費等の必要な費用の一部を補助する(補助率1/2)。

地球温暖化対策の推進に関する法律に基づき策定した実行計画に基づく、地方公共団体施設への低炭素対策技術の導入を支援

小規模地方公共団体

策定

事務事業に関する
実行計画

実施

補助対象:

小規模地方公共団体(都道府県、政令指定都市、中核市、特例市及びこれらが加入する特別地方公共団体以外の地方公共団体)又は民間事業者(ESCO事業者)

対象設備例

太陽熱利用
冷暖房システム



バイオマス熱利用



小水力発電



ESCO事業による
省エネ(10%以上)*



*シェアード・エスコを含む

事例の整理・分析

成功事例を集約して情報発信を行い、全国の地方公共団体や民間事業者への波及を図る。